

八幡平市物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請受付要領（追加申請）

令和 8・9 年度物品の買入れ等資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に追加登載を希望される方は、本要領及び「令和 9 年度盛岡広域市町物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請の手引き【手続き・申請書類 共通編】」（以下、「申請の手引き」という。）、「八幡平市に物品の買入れ等競争入札参加資格を申請する方へ」を熟知の上、申請手続を行ってください。

1 申請受付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 11 月 2 日（月）まで

2 申請方法

申請様式を市ホームページからダウンロードし、ウェブサイト上の盛岡広域市町競争入札参加資格申請受付システム（以下、「受付システム」という。）にて必要事項の登録を行い、申請様式のほか、必要書類のアップロードを行ってください。必要書類等の詳細は「申請の手引き」を確認してください。

3 申請を受け付ける営業品目

別紙「営業品目一覧表」に記載のとおり

4 資格審査申請書を提出することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 八幡平市物品の買入れ等競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成 25 年八幡平市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項の規定により資格を取り消された者で、その取消処分の間を経過しない者
- (3) 申請しようとする営業品目に関し、法律上必要とされる登録又は資格を有していない者
- (4) 申請しようとする営業品目について、直前の事業（営業）年度の実績高を有していない者（財産等売払いを除く）
- (5) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 八幡平市暴力団排除条例（平成 25 年八幡平市条例第 16 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当する者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

5 資格審査結果

資格審査の結果は、令和 9 年 3 月下旬に八幡平市公式ホームページで公表します（文書での通知は行いません）。

なお、資格者名簿の公開も併せて行いますので、予めご了承ください。

6 資格者名簿の有効期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※今回の受付により追加登載されるもの

7 留意事項

- (1) 提出書類に不備があった場合は、指定期限までに内容補正を行ってください。
※期限までに補正が行われない場合は、不受理扱いとなります。
- (2) 申請受付期間内に書類を提出（郵送）しない場合や記載内容の不備等により書類が受理されない場合は、次回の受付まで申請できません。
なお、規則第4条第2項各号に該当する場合を除き、随時受付は行いません。
- (3) 添付する証明書は、資格審査申請提出日の直前3か月以内に発行されたものを添付してください。期限を過ぎた証明書で申請した場合は受理しません。

8 問い合わせ先

- 盛岡広域市町共通申請に関すること、ID・パスワードの再発行に関すること
盛岡市財政部契約検査課（原則メールでお問い合わせください。）
電子メール：keiyaku@city.morioka.iwate.jp
- 受付システムの操作方法に関すること
盛岡広域入札参加資格受付センター（令和8年9月24日（木）～令和8年11月6日（金））
電話：0120-252-117（土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時30分）
電子メール：cydeen-uketuke.help.ek@hitachi-systems.com

八幡平市企画総務部総務課契約管財係
電話：0195-74-2111（内線 1242・1243）